

憲法記念日と憲法週間

昭和22年5月3日に日本国憲法が施行されました。5月3日を憲法記念日、5月1日から7日を憲法週間としています。毎日の暮らしの中で、憲法について考えることは少ないかもしれませんが、しかし、憲法は私たちが幸せに生きるために欠かせないものです。この憲法週間の機会に、あらためて憲法について考えてみませんか？

『暮らしの中の憲法』三つの柱

日本国憲法は国の在り方や仕組みを定めているもので、私たちの日々の暮らしと密接につながっています。憲法の三つの柱である、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」について紹介します。

「国民主権」

国の政治の在り方を決める力は国民にあり、国民こそが政治の主人公であるというのが国民主権の考え方です。国民の代表として選挙で選ばれた国会議員が国の政治を行うことは、主権が国民にあることの表れです。私たちは、選挙を通じて国政に対する意思を表すこと

ができるのです。大切な一人一人の一票が、より良い日本の政治につながるようになります。

「基本的人権の尊重」

私たちが人間らしく生活していくために、すべての人が当然に持っている侵すことのできない永久の権利が基本的人権です。ただし、それは好き勝手に振舞っていいことではなく、自分の権利を守るためには、他人の権利も守らなければならないことを忘れてはいけません。何気なく過ごしている日常の中にも様々な人権問題があります。コロナ感染差別、障がいのある人、性的マイノリティ、在日外国人などに差別をされたり平等に扱ってもらえないなどの生きづらさを感じている人は、決して少なくはありません。人間は誰でも等しく尊重され平等です。

「平和主義」

人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和の尊さや命の尊さを学びました。また、平和なくしては基本的人権の保障はありません。戦争は最大の人権侵害です。しかし、今なお世界の各地で戦争や紛争が続いており、多くの子どもたちや弱い立場の人が犠牲になっています。私たちは、子どもたちに平和で人権の尊重された社会を引き継いでいかなければなりません。憲法に掲げる理想をさらに追求し、世界の平和に向けて努力していく必要があります。

憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地等によって差別されないとする法の下の平等や、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける自由、勤労の権利等、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。人権とは、誰もが生まれながらにして持っている人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が歴史の中で築いてきた財産です。国では、平成28年に差別解消のための三つの法律が施行されました。

障害者差別解消法

(平成28年4月施行)

障害のある人に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関や民間事業者に対して、合理的配慮を提供することを義務付けています。

ヘイトスピーチ解消法

(平成28年6月施行)

「日本以外の国・地域の出身者かその子孫」で国内に住む人に対して差別意識を助長・誘発する目的で、生命や財産に危害を加えるように告げ、地域社会からの排除をあおる言動を「不当な差別的言動」と定義し、国や自治体に差別の解消に取り組むよう求めています。

部落差別解消推進法

(平成28年12月施行)

現在もなお部落差別が存在しており、その差別の解消は我が国の課題であることが明記されています。情報化が進む中で、部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国・地方自治体に差別の解消に向けた取り組みを推進するよう求めています。

(法務省ホームページ、港区ホームページから)